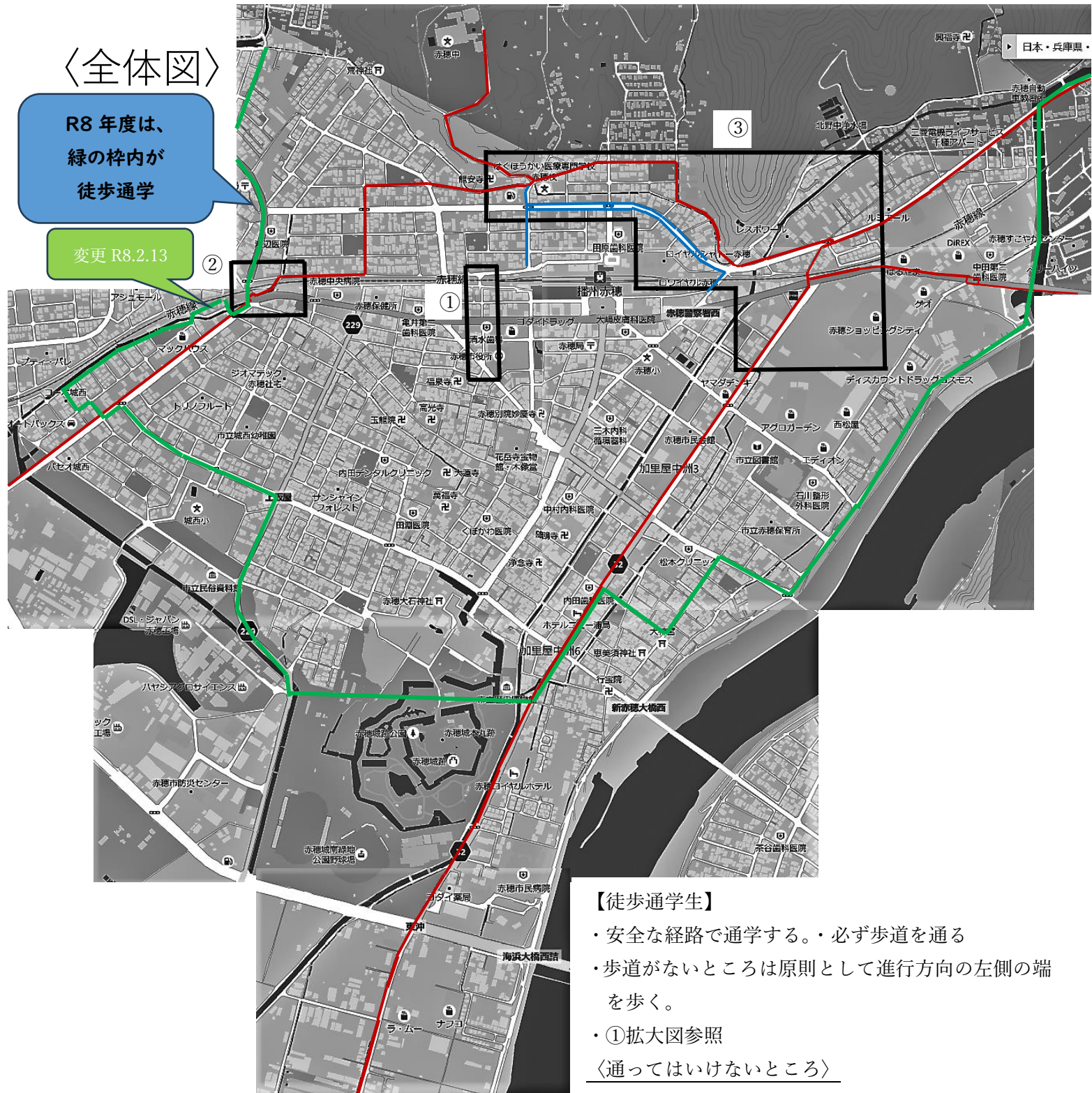


令和8年度 赤穂中学校 通学路

〈全体図〉

R8年度は、
緑の枠内が
徒歩通学

変更 R8.2.13



【徒歩通学生】

- ・安全な経路で通学する。・必ず歩道を通る
- ・歩道がないところは原則として進行方向の左側の端を歩く。
- ・①拡大図参照

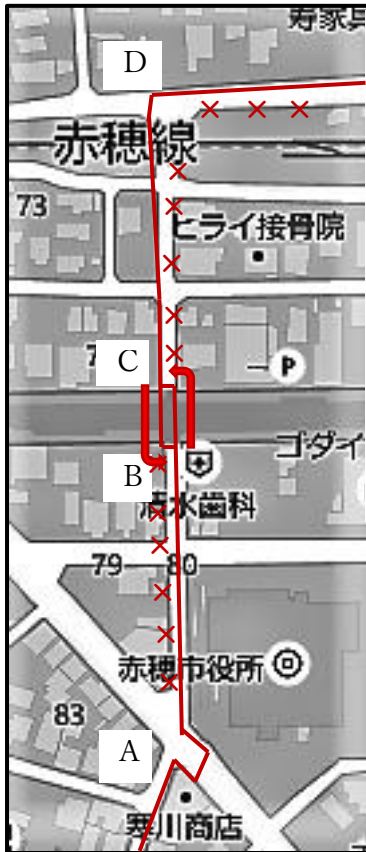
〈通ってはいけないところ〉

- ・JR 播州赤穂駅の通り抜け・拡大図 H の横断
- ・店や個人の私有地

【自転車通学生】

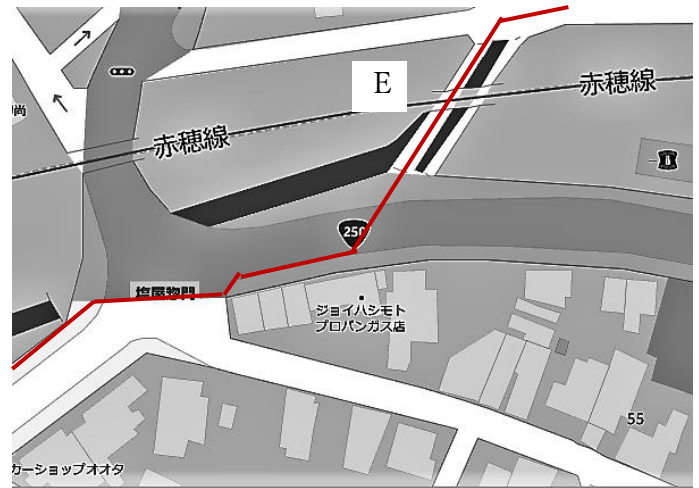
- 太線が自転車通学生の通学路
- ②③拡大図参照

【拡大図①】



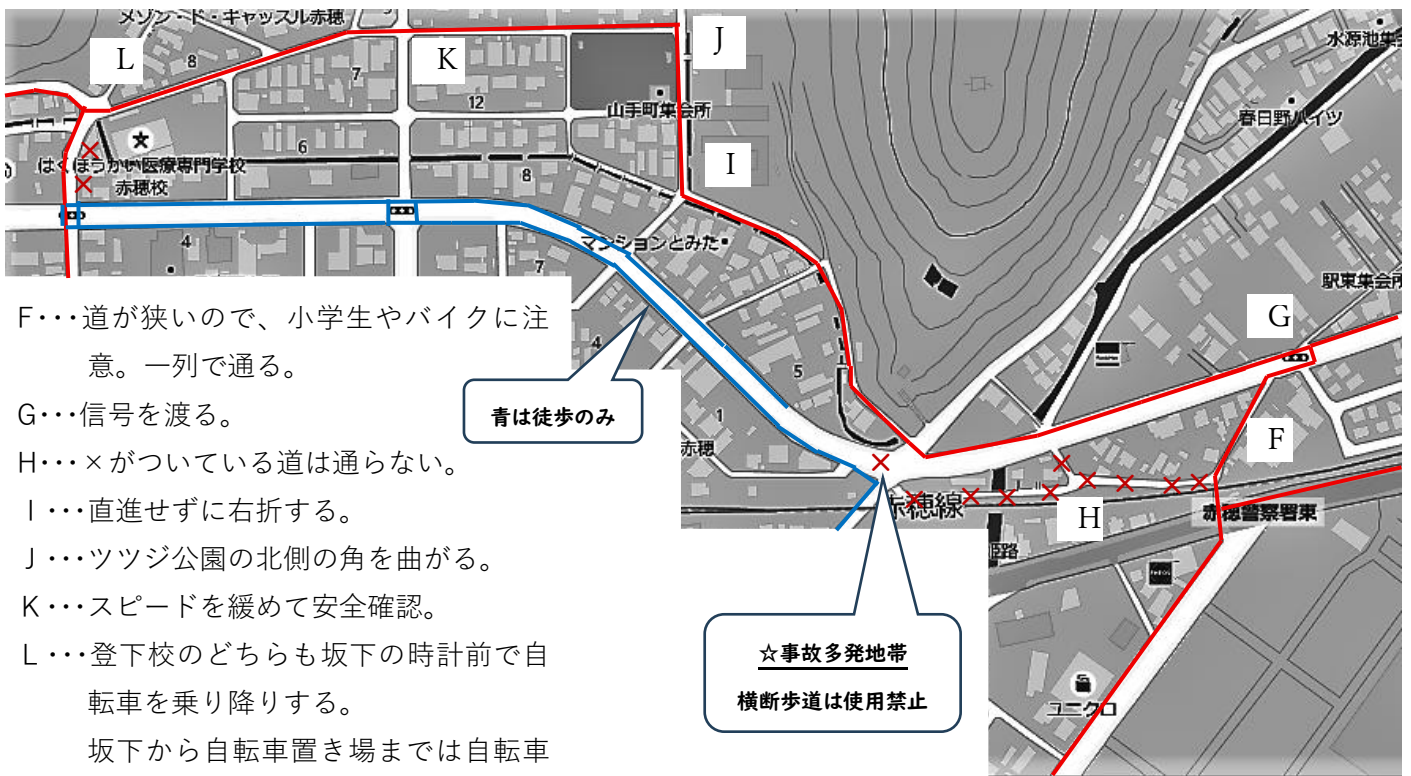
- A・・・横断歩道を通る。
- A～B・・・市役所側を通る。
- C～D・・・西側道路を歩く。
- D・・・横断歩道を通る
- ※×のところは通らない

【拡大図②】



- E・・・ローソン横の小さな橋を通る。

【拡大図③】



- F・・・道が狭いので、小学生やバイクに注意。一列で通る。
- G・・・信号を渡る。
- H・・・×がついている道は通らない。
- I・・・直進せずに右折する。
- J・・・ツツジ公園の北側の角を曲がる。
- K・・・スピードを緩めて安全確認。
- L・・・登下校のどちらも坂下の時計前で自転車を乗り降りする。
坂下から自転車置き場までは自転車を押して上り下りする。

青は徒歩のみ

☆事故多発地帯
横断歩道は使用禁止